

Title	書評：大石裕・山腰修三・中村美子・田中孝宣編『メディアの公共性： 転換期における公共放送』慶應義塾大学出版会、2016年
Sub Title	
Author	米倉, 律(Yonekura, Ritsu)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2017
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.22 (2017. 7) ,p.157- 160
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20170701-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：大石裕・山腰修三・中村美子・田中孝宣編

『メディアの公共性——転換期における公共放送』

慶應義塾大学出版会、2016年

米倉 律

「公共放送（PSB=Public Service Broadcasting）から公共サービスメディア（PSM=Public Service Media）へ」という命題は、21世紀に入ってからからの公共放送をめぐる、とりわけ西欧諸国における議論の中心的なテーマのひとつである。「公共サービスメディア論（以下、PSM論）」は、20世紀中庸から後半にかけて世界の多くの国々において大きな社会的役割・機能を果たしてきた公共放送を、インターネット時代におけるメディア環境に対応する形で再定義・再構成することを目指すものである。従ってそれは、一義的には電波を伝送路として不特定多数の公衆に向けて番組を送り届けるという「放送事業者」としての公共放送が、インターネット時代に適合的な「メディア事業者」へと転換することに延命の可能性を見出そうとする議論としての性格が強いものである。

しかし他方において、PSM論は、メディア環境の変化やそれに対応した技術やサービスモデルの変化といった次元には留まらない、公共放送が前提としてきた近代的な政治社会システムや「メディアの公共性」のあり方など、より大きな問題に関わっている。本書は、PSM論を、そのようなより広い射程とコンテクストにおいて捉え返しなが、多角的に検討することを意図したものであり、PSM論の意味や背景を知るのに格好の入門書となっている。

本書は、大きく3つのセクションによって構成されている。

第Ⅰ部 メディアの公共性を問い直す

第Ⅱ部 公共サービスメディア論の視点

第Ⅲ部 メディアの公共性と公共放送のゆくえ

このうち、第Ⅰ部は、公共放送やメディアの公共性をめぐる基本的な論点や視点、概念を整理・検討している。第Ⅱ部、第Ⅲ部は、2014年8月に東京で開催された「世界公共放送研究者会議（=RIPE）」（NHK 放送文化研究所・慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所の共催）において、各国の公共放送関係者や研究者が発表した論文等をベースにしている。そして、この第Ⅱ、Ⅲ部において、「公共サービスメディア」をめぐる多様な議論が展開されている。

ところで、PSM論について考えるうえで注意を要するのは、それが論者や立場によって多義的であるという点である。上述のように、“従来型の公共放送を、インターネット時代、デジタ

米倉律「書評：大石裕・山腰修三・中村美子・田中孝宣編『メディアの公共性——転換期における公共放送』」

『三田社会学』第22号（2017年7月）157-160頁

ル時代に対応させるために更新・再定義することを意図した議論”というほどの最大公約数的な理解は存在するにしても、実はその内実は多様である。そして、そうした PSM 論をめぐる多義性は、本書にもそのまま反映されている。ひと口に PSM といっても論者によって（つまり章によって）、それが意味するところには大きな差異があり、共通の了解や定義のようなものは見られない。その意味で本書は、世界で多様に展開されている PSM 論のいわば「最新のショーケース」のような内容となっている。

こうして現時点では多義的で、それゆえに評価の難しい PSM 論であるが、議論における力点の置き方や方向性、拠って立つ状況認識などに応じてあえて整理を試みれば、次のような三つの立場にまとめることができるように思われる。以下、本書の内容に即しながらそれぞれについてみていく。

第一は、伝統的な公共放送の理念や事業者像を基本的には堅持しつつ、その社会的役割・機能を新しい情報環境下でよりよく遂行するために、サービス提供のインフラとして電波のみならずインターネットをも積極的に活用していこうという立場である。

この立場の代表的な例としては、本書の第 5 章（中村美子「ヨーロッパの公共放送の現状と課題」）で検討されている EBU（ヨーロッパ放送連合）の報告書「ネットワーク社会との接続」（2014 年）が挙げられる。同報告書は、ネットワーク社会の台頭を近年の社会変動の中でも最も大きな変化と捉えつつ、その帰結として既存の社会制度が弱体化し、社会の断片化や分断が生じているという時代診断を下す。そして、公共放送はそうした状況において、社会の紐帯を維持・強化するという役割・機能を担う数少ない社会装置であり、かかる使命をよりよく遂行するために、インターネットやデジタル技術を積極的に活用していく必要があると主張している。

日本の公共放送 NHK も類似の立場をとっている。NHK は、「公共放送から、放送と通信の融合時代にふさわしい“公共メディア”への進化」を目指すことを宣言した「NHK 経営計画 2015～17 年度」（2015 年）において、「希薄化が進む時代だからこそ…人と人を互いに“つなぐ”というメディアの公共的な機能」や「情報の社会的基盤」の役割を果たすことが重要になるとして、インターネットによる「情報発信の強化」を謳っている。ただし、興味深いことに、EBU と同様、NHK による PSM 論においても、公共放送の従来からの社会的役割や使命自体は変わることはないとされる。これは、ある見方からすれば「新しい革袋に古い酒を入れる」という類いの立場と見做されるかもしれない。

これに対して第二の立場は、放送波を放棄するわけではないが、インフラの軸足をインターネットに移し、インターネット社会に適合的な事業モデルへの転換が必要であるとする立場である。この立場においては、公共放送は「放送事業者」ではなく、名実ともに公共的な「メディア事業者」となることが目指され、放送番組の単純なネット配信以外にも多様なネットサービスが構想される。

例えば、本書第 6 章のタイスト・フヤネンは、この第二の立場に近いものである（部分的に

は第一の立場に属する主張も見られる)。フヤネンは、「ポスト放送時代」を展望しながら、次のように問う。

「放送の制度的側面、とくに、専門家によるコンテンツ制作の組織や実践をそのままの形でオンライン環境やモバイルブロードバンド環境に移行させることが可能なのだろうか。運営戦略としても、サービスの概念としても、『放送』はオンラインネットワークやモバイルブロードバンドに適用可能なのだろうか。」(99頁)

こうした問いが含意しているのは、放送とインターネットはそれぞれ異なる技術に依拠したシステムであり、両者を「技術中立的」に同列で捉えることはできないということである。また、そうである以上、放送における「番組」というコンテンツと、「ポスト放送時代」においてインターネット上で流通するコンテンツは本来、質的に異なったものであるという点への注意喚起がなされる。そして第一の立場においては「堅持する」とされる従来型の公共放送の「家父長的・啓蒙主義的」な理念や使命についても(論者によって差異があるが)、再考や再定義の必要性が説かれるのである。

第三の立場は、第二の立場からさらに踏み込んだもので、インターネット時代においては公共放送の社会的役割・機能の変更が必要なだけでなく、もはやそれらを単独で遂行すること自体が困難となると予測する。そして公共的なメディア・コミュニケーション活動は、多様な組織・事業者・企業体による脱中心的で水平的な連携によって担われていくというイメージが描かれている。

本書では、第11章(アラン・G・スタヴィッキー「米国における非営利メディアの生態系」)と第13章(コリン・シュヴァイツァー「コモンズとしての公共サービスメディア」)において、この立場に近い議論が展開されている。スタヴィッキーによれば、近年のアメリカで台頭著しい非営利メディアの活動は公共放送のそれと極めて親和性が高く、PSMはそうした多数の非営利メディアの連携を可能にする「広場の主宰者」としての役割を担っていくことになる指摘する(202頁)。また、シュヴァイツァーは、インターネット時代においては、公共的なコミュニケーションのインフラという意味においても、デジタル化された文化や知識の蓄積という意味においても、PSMは「コモンズ(共有資源)」としての性格を強めていくという。そして、やはり「コモンズ」としての性格を持つその他の組織や機関、すなわち図書館、博物館、教育機関、また様々な社会集団・社会運動などを結びつけるネットワークの「主宰者」ないし「中心的結節点」としての役割をPSMが果たしていくという方向性を、G.マードックらの諸論を参照しながら示唆する(231頁)。

以上のように、本書での議論をみるだけでもPSM論がいかに多義的なものであるかが分かる。このまま明確な定義や共通理解が作られることなく、また基本的な概念や理論的枠組み等について未整理なままでは、PSM論の生産的な発展は困難なのではないかという危惧もないわ

けではない。だが、少なくとも現時点においては、第 7 章の著者タニヤ・マイヤー・ホーファーが S.サッセンを引きながら言うように、「PSM に関する学術研究は、互いに矛盾するかに見える複数のアイデアを融合させる思考実験を行う『境界領域』(130 頁)なのだと考えるべきであろう。

今後、PSM 論が一つの立場や方向性に収斂していくのか、それとも公共放送が多様な形態へと分岐していくのか、その予測は難しい。しかし、本書の執筆者達が異口同音に指摘するように、①公共放送は近代国民国家に適合的な形に構築された政治制度であり社会装置であるということ、②メディア環境の変化だけでなくグローバル化や新自由主義の台頭といった諸変化の中で他の社会的諸制度同様に公共放送もまた不可逆的な変化に晒されているということ、③そしてその変化は、従来型公共放送のみならず、メディアや放送の公共性、あるいは政治学や社会学の分野で議論されてきた「公共圏」のあり方自体にも危機をもたらしていること、は明らかである。本書を契機として、日本においても PSM 論やメディアの公共性をめぐる学際的な議論が、今後さらに発展していくことを期待したい。

(よねくら りつ 日本大学法学部)